

# 特定非営利活動法人タテイト定款

## 第1章 総則

### (名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人タテイト（以下「タテイト」という。）という。

### (事務所)

第2条 タテイトは、主たる事務所を東京都江東区豊洲6丁目2-29-2902号に置く。

### (目的)

第3条 タテイトは、広く中学生及び高校生を対象とした講義活動及びスタディーツアーのプロデュースを通して、人格形成の中核であり人生の重要な選択を迫られる時間を過ごす中学生・高校生に対し、彼らがどのような環境においても自分を見失わず可能性を信じ力強く生きるための土台を形成するための場、自由に考える力を伸ばし、考えを行動に変える勇気を育て、その勇気を後押しする場を提供し、ひいては多彩な人材が躍動する社会の発展に寄与することを目的とする。

### (特定非営利活動の種類)

第4条 タテイトは、前条の目的を達成するため、次の種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 社会教育の推進を図る活動
- (2) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (3) 子どもの健全育成を図る活動
- (4) 経済活動の活性化を図る活動
- (5) 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
- (6) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

### (事業の種類)

第5条 タテイトは、第3条の目的を達成するため、特定非営利活動に係る事業として、次の事業を行う。

- (1) 中学生及び高校生に対して進路選択及びキャリア形成等についての講義を行う事業
- (2) 中学生及び高校生を参加者とするスタディーツアーのプロデュース事業
- (3) その他、第3条の目的を達成するために必要な事業

## 第2章 会員

### (種別)

第6条 タテイトの会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 タテイトの目的に賛同して入会した個人

(2) 賛助会員 タテイトの目的に賛同し賛助するために入会した個人及び団体

### (入会)

第7条 会員の入会について、特に条件は定めない。

- 2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとする。
- 3 理事長は、前項の申し込みがあったとき、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 4 理事長は、第2項に従って入会を申し込んだ者の入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

### (知的財産権の取扱い)

第8条 タテイトの事業に関連して得られる発明、発見、考案、意匠、ノウハウ、知識、アイデア、秘密の情報その他成果に関する一切の権利は、タテイトに帰属するものとする。ただし、タテイトの事業に関連して得られる発明等について、タテイトに特許権等の知的財産権を承継させた会員は、適用ある法令に従い、タテイトに対して、タテイトの資産状態に鑑みて相当の対価の支払いを請求する権利を有するものとする。

### (入会金及び会費)

第9条 会員は、理事会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

### (会員の資格の喪失)

第10条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して1年以上会費を滞納し、理事会において納入の意思がないものと判断したとき。
- (4) 除名されたとき。

### (退会)

第11条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

### (除名)

第12条 会員が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決により、これを除名することができる。

- (1) この定款その他タテイトの内部規則に違反したとき。
  - (2) タテイトの名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- 2 前項の規定により会員を除名しようとする場合は、議決の前に当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

## 第3章 役員

### (種別及び定数)

第13条 タテイトに、次の役員を置く。

- (1) 理事3人以上7人以内
  - (2) 監事1人以上2人以内
- 2 理事のうち1人を理事長、1人以上3人以内を副理事長とする。

### (選任等)

第14条 理事は、理事会において選任し総会に報告する。

- 2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 法第20条各号のいずれかに該当する者は、タテイトの役員になることができない。
- 5 監事は総会において選任する。
- 6 監事は、タテイトの理事又は職員を兼ねてはならない。
- 7 他の同一の団体の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある者である理事の合計数は、総数の3分の1を超えないものとする。

### (職務)

第15条 理事長は、タテイトを代表し、その業務を総理する。

- 2 理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。
- 3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び総会または理事会の議決に基づき、タテイトの業務を執行する。
- 5 監事は、次に掲げる職務を行う。
  - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
  - (2) タテイトの財産の状況を監査すること。
  - (3) 前2号の規定による監査の結果、タテイトの業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
  - (4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。
  - (5) 理事の業務執行の状況又はタテイトの財産の状況について、理事に意見を述べること。

### (任期等)

第16条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠のため、又は増員により就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

#### (欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

#### (解任)

第18条 理事が次の各号の一に該当するに至ったときは、理事は理事会、監事は総会の議決により、これを解任することができる。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
  - (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。
- 2 前項の規定により役員を解任しようとする場合は、議決の前に当該役員に弁明の機会を与えなければならない。

#### (報酬等)

第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 常勤の理事及び役員に対しては、役員等報酬規程に従って算定した額を、報酬等として支給することができる。
- 3 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 4 前3項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

## 第4章 会議

#### (種別)

第20条 タテイトの会議は、総会及び理事会の2種とする。

- 2 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

#### (総会の構成)

第21条 総会は、正会員をもって構成する。

#### (総会の権能)

第22条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散及び合併
- (3) 会員の除名
- (4) 事業報告及び決算の承認
- (5) 監事の選任及び解任

- (6) 役員報酬
- (7) 解散における残余財産の帰属
- (8) その他理事会から付託された事項

#### (総会の開催)

第23条 通常総会は、毎年1回開催する。

- 2 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。
  - (1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。
  - (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的を記載した書面により招集の請求があったとき。
  - (3) 監事が第15条第4項第4号の規定に基づいて招集するとき。

#### (総会の招集)

第24条 総会は、前条第2項第3号の場合を除いて、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集する場合には、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、開催の日の少なくとも5日前までに正会員に通知しなければならない。

#### (総会の議長)

第25条 総会の議長は、その総会に出席した正会員の中から選出する。

#### (総会の定足数)

第26条 総会は、正会員総数の3分の1以上の出席がなければ開会することはできない。

#### (総会の議決)

第27条 総会における議決事項は、第24条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、緊急の場合については、総会出席者の2分の1以上の同意により議題とすることができる。

- 2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 理事又は正会員が、総会の目的である事項について提案した場合において、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

#### (総会での表決権等)

第28条 各正会員の表決権は平等なものとする。

- 2 やむを得ない理由により総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することが

できる。

- 3 前項の規定により表決した正会員は、前2条及び次条第1項の規定の適用については出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

#### (総会の議事録)

第29条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
  - (2) 正会員総数及び出席者数（書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）
  - (3) 審議事項
  - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
  - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及び総会において選任された議事録署名人2人が、記名押印又は署名しなければならない。
  - 3 前2項の規定にかかわらず、正会員全員が書面又は電磁的記録による同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
    - (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
    - (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
    - (3) 総会の決議があったものとみなされた日及び正会員総数
    - (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

#### (理事会の構成)

第30条 理事会は、理事をもって構成する。

#### (理事会の権能)

第31条 理事会は、以下の事項について議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) 事業計画及び予算並びにその変更
- (4) 理事の選任及び解任
- (5) 理事の職務
- (6) 入会金並びに会費の有無及び金額
- (7) 金員の借入れその他新たな重要な義務の負担及び重要な権利の放棄
- (8) 事務局の組織及び運営
- (9) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

#### (理事会の開催)

第32条 理事会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の2分の1以上から理事会の目的である事項を記載した書面により招集の請求があったとき。

#### (理事会の招集)

第33条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面により、開催の日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。

#### (理事会の議長)

第34条 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

#### (理事会の議決)

第35条 理事会における議決事項は、第33条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、出席理事の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

#### (理事会の表決権等)

第36条 各理事の表決権は、平等なものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、前条及び次条第1項の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

#### (理事会の議事録)

第37条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
  - (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあつては、その旨を付記すること。）
  - (3) 審議事項
  - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
  - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人が記名押印又は署名しなければならない。

## 第5章 資産

### (構成)

第38条 タテイトの資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) タテイトの事業に関連して得られる発明、発見、考案、意匠、ノウハウ、知識、アイデア、秘密の情報その他成果に関する一切の権利
- (7) その他の収益

### (区分)

第39条 タテイトの資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産とする。

### (管理)

第40条 タテイトの資産は、理事長が管理し、その方法は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

## 第6章 会計

### (会計の原則)

第41条 タテイトの会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行わなければならない。

### (会計区分)

第42条 タテイトの会計は、特定非営利活動に係る事業会計とする。

### (事業年度)

第43条 タテイトの事業年度は、毎年4月1日に始まり、同年3月31日に終わる。

### (事業計画及び予算)

第44条 タテイトの事業計画及びこれに伴う予算は、毎事業年度ごとに理事長が作成し、理事会の議決を経なければならない。

### (暫定予算)

第45条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。



2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

#### (予算の追加及び更正)

第46条 予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

#### (事業報告及び決算)

第47条 タテイトの事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

#### (臨機の措置)

第48条 予算をもって定めるもののほか、借入れその他新たな重要な義務を負担し、又は重要な権利を放棄しようとするときは、理事会の議決を経なければならない。

## 第7章 定款の変更、解散及び合併

#### (定款の変更)

第49条 タテイトが定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する事項については、所轄庁の認証を得なければならない。

2 この法人の定款を変更（前項の規定により所轄庁の認証を得なければならない事項を除く。）したときは、所轄庁に届け出なければならない。

#### (解散)

第50条 タテイトは、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号の事由によりタテイトが解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

#### (残余財産の帰属)

第51条 タテイトが解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、総会において議決した者に譲渡す

るものとする。

#### (合併)

第52条 タテイトが合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

## 第8章 公告の方法

#### (公告の方法)

第53条 タテイトの公告は、官報に掲載して行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、内閣府NPO法人ポータルサイト（法人入力情報欄）に掲載して行う。

## 第9章 雑則

#### (細則)

第54条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

#### 附則

- 1 この定款は、タテイトの成立の日から施行する。
- 2 タテイトの設立当初の役員は、次のとおりとする。

理事長	長濱賢吾
副理事長	吉田陽亮
副理事長	深井恒太郎
監事	豊田康一郎

- 3 タテイトの設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、タテイトの成立の日から平成31年4月30日までとする。
- 4 タテイトの設立当初の事業年度は、第43条の規定にかかわらず、タテイトの成立の日から平成30年3月31日までとする。
- 5 タテイトの設立当初の事業計画及び予算は、第44条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
- 6 タテイトの設立当初の入会金及び会費は、第9条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1) 入会金	正会員（個人・団体）	0円
	賛助会員（個人・団体）	50,000円

(2) 年会費	正会員 (個人・団体)	0円
	賛助会員 (個人・団体)	一口10,000円 (一口以上)